

窓口で本人確認を行っています

住民課 ☎823-9205
☎823-9627

～住民票の写しや戸籍謄本などの取得には本人確認書類が必要です～

住民票の写しや戸籍謄本などの取得には、窓口に来た人が本人であっても、不正取得を防ぐため、運転免許証やパスポートなどで本人確認を行っています。

住民票の写しを取得できるのは、本人、または同一世帯の人で、戸籍謄本など戸籍関係の証明書を取得できるのは、本人・配偶者・直系尊属（父母または祖父母）・直系卑属（子または孫）の人です。それ以外の

人が取得請求する場合は、委任状が必要ですので注意してください。

なお、印鑑証明書については、印鑑登録証の提示があれば代理人でも取得できます。

※役場で発行している住民票などは、海田東公民館の証明書発行コーナーでも取得できます。



▲人権擁護委員として海田東小学校で活動する佐々木さん

表彰おめでとうございます

人権擁護委員 佐々木 登貴子さん

社会福祉課 ☎823-9207
☎823-9627



人権擁護委員としての功績が顕著であったとして、海田町人権擁護委員の佐々木 登貴子さんが、6月15日（金）に開催された広島県人権擁護委員連合会総会の席上において、広島法務局長から表彰されました。

わたしたちの国保

「医療費が高額になったとき」

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

高額医療費支給制度

同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請によりその超えた部分が支給される制度です。

～70歳未満の場合～

	3回目まで	4回目以降※
上位所得者 基礎控除後の総所得金額 が600万円を超える世帯	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその1%を加算)	83,400円
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

～70歳以上75歳未満の場合～

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算) 4回目以降※は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※4回目以降は、過去12カ月にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときが該当します。

限度額認定証について

上記の高額療養費の支給について、あらかじめ申請によって『限度額認定証』などの交付を受けた人は、医療機関の窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

平成24年4月1日からは外来診療についても、限度額認定証などを提示すると同一医療機関での同一月の医療費の窓口負担が自己負担限度額までにとどまるようになりました。

高額な外来診療や入院を予定している人で、この認定証が必要な人は、住民課（役場1階）で手続きをしてください。

なお、この認定証は毎年7月31日が有効期限となっています。既に認定を受けている人で、8月1日以降も必要な場合は、再度住民課で申請してください。
(※国民健康保険税の滞納がある場合は、発行ができません。)



例：70歳未満・一般の場合

総医療費：500,000円
自己負担額（3割）：150,000円
自己負担限度額：82,430円

認定証を提示

認定証を提示しない

医療機関でのお支払い

自己負担限度額82,430円を支払う

一旦、自己負担額（3割）150,000円を支払い、後日申請により限度額との差額67,570円が国保から支給される

高齢受給者証を更新しました

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の人に、8月1日からの新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付しました。新しい高齢受給者証は、だいたい色です。医療機関などにかかる際には、保険証（緑色）と2枚一組にして窓口提示してください。

映画『ヒックとドラゴン』を上映します

人権啓発映画
上映会

「人権」とはすべての人が生まれながらに等しく持っている、自分らしく、幸せに生活するための基本的な権利です。「人権」をもっと身近に感じてもらうため、「人権啓発映画上映会」を開催します。

日時：8月18日（土）13時～15時

場所：ひまわりプラザ4階

上映作品：「ヒックとドラゴン」

入場料：無料 ※事前の申し込みは不要です。

問い合わせ：社会福祉課 ☎823-9207 FAX 823-9627

「ヒックとドラゴン」あらすじ

はるか北の海に浮かぶバーク島では、バイキング達が村を守るためにドラゴンたちと戦い続けていた。バイキングの少年・ヒックは、一族のリーダーの息子でありながら気が優しくしてひ弱な落ちこぼれ。ある日傷ついて飛べないドラゴンと出会って徐々に友情を育んでいくが…



国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

広島南年金事務所
☎253-7710

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付、免除または猶予されていること、もしくは初診日または死亡された月の前々月までの1年間に保険料の未納

がないことが必要です。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。（納期は翌月末です。）

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。また、失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。必ず相談してください。

納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場窓口で手続きをしてください。